

第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 素案【概要版】

第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景

○高齢者人口、高齢化率、要介護認定者等の推移

	平成2年1月	▶	平成26年1月
・高齢者人口	8万6千人		16万9千人
・高齢化率	11%		19.8%
	平成19年度	▶	平成25年度
・認定者(第1号)	2万7千人		3万5千人
・認定率	18%		20.3%
・給付費	342億円		481億円
・保険料(基準月額)	3,984円		5,100円

○介護保険利用者の世帯状況と介護者の状況

(介護保険実態調査より)

- ・高齢者のひとり暮らし世帯が29.8%
- ・高齢者のみ世帯が31.1%
- ・高齢者が高齢者を介護する老老介護が49.5%

○介護保険未利用の高齢者の社会活動への参加状況

(高齢者ニーズ調査より)

- ・参加している方が42.4%
- ・参加していない方が54%

○今後25年で高齢者人口はさらに増加(区の将来人口推計より)

	平成25年1月	▶	平成50年1月
・高齢者人口	16万3千人		22万2千人
・90歳以上	9千人		1万8千人

2 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画

介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画

(2) 計画の期間 平成27年度～平成29年度

3 他の計画との関係 [調和・整合を保つ計画を整理]

第2章 第5期計画の取り組み状況と課題 [第5期計画の取り組み状況と課題を検証]

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

住み慣れた地域で支えあい、
自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現

2 施策展開の考え方

(1) 地域包括ケアシステムの構築

○相談支援体制の強化

- ・あんしんすこやかセンター、出張所・まちづくりセンター及び社会福祉協議会を一体化整備し、地域資源やノウハウを共有して、地区の相談窓口の機能を強化し、誰もが相談しやすい相談環境の整備

○地域包括ケアシステムの基盤整備

- ・多様な住まいの確保、医療、介護、予防、福祉・生活支援のサービスが切れ目なく提供される体制づくりの推進
- ・個別課題や地域課題の解決と課題を政策形成につなげていく地域ケア会議の仕組みの構築
- ・高齢者が支える側として参加できる仕組みづくり
- ・人材の確保・育成の充実、事業者の支援・指導強化
- ・認知症在宅生活サポートセンターの開設(平成31年度)に向けた体制づくり

- ・在宅療養生活支援の拠点開設(平成31年度)に向けた準備

(2) 参加と協働の地域づくりの推進

- ・健康・体力づくりに向けた自主活動への参加促進
- ・福祉的資源の創出、地域人材の発掘、マッチングにより地域で支えあう循環型の地域社会の実現
- ・福祉のまちづくり、人づくりの推進

3 計画目標

計画目標1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

計画目標2 介護・福祉サービスの充実

計画目標3 福祉と医療の連携強化

計画目標4 地域における支えあい活動の推進

計画目標5 安心できる居住の場の確保

計画目標6 サービスの質の向上、
福祉・介護人材の確保及び育成

計画目標7 介護保険制度の円滑な運営

第4章 施策の取り組み

施策の体系及び主な事業など

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

- (1) 多様な健康づくりの推進
健康長寿・生涯スポーツ推進、各種健(検)診の実施
- (2) 介護予防の総合的な推進
介護予防・認知症予防の推進、新たな総合事業の検討・実施、自主活動支援
- (3) 生きがいづくりの推進
多様な活動支援、就労・就業支援

2 介護・福祉サービスの充実

- (1) 相談・支援体制の強化
あんしんすこやかセンターの相談環境整備、相談支援体制充実
- (2) 在宅生活の支援
在宅サービス・生活支援の実施、移動支援、家族介護者支援
- (3) 認知症施策の総合的な推進
もの忘れ相談充実、初期集中支援による早期発見・早期支援
- (4) 在宅生活を支える基盤の整備
地域密着型サービス・ショートステイの基盤整備、介護老人保健施設の整備

3 福祉と医療の連携強化

- (1) 福祉と医療の連携の推進
医療連携推進協議会の実施、在宅療養支援、連携のための人材育成
- (2) 福祉と医療の連携推進のための環境整備
連携推進のルール普及、人生の最終章の過ごし方など啓発、認知症対策での医療との連携

4 地域における支えあい活動の推進

- (1) 支えあい活動の推進
地域支えあい活動等の支援、福祉資源開発、ボランティアポイント事業
- (2) 高齢者見守り施策の推進
あんしん見守り、見守りネットワーク、民生委員ふれあい訪問、安心コール
- (3) 権利擁護の推進
成年後見・地域福祉権利擁護事業推進、高齢者虐待防止、消費者被害防止

5 安心できる居住の場の確保

- (1) 安心できる住まいの確保
特別養護老人ホーム・都市型軽費老人ホーム等の整備促進、公営住宅供給
- (2) 住・生活環境の整備
住宅改修費の助成、居住支援、ユニバーサルデザインの推進

6 サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成

- (1) サービスの質の向上
事業者の取り組み支援、指導・監査、情報提供、苦情対応、第三者評価
- (2) 福祉・介護人材の確保及び育成
人材育成・研修事業の充実、事業者の取り組み支援

7 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 介護サービス量の見込み
被保険者、要介護・要支援認定者数、給付費等の推計
- (2) 地域支援事業とサービス量の見込み
介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を国が示す財政フレームの中で推計
- (3) 第1号被保険者の保険料
国が示す指針等に基づき算定
- (4) 2025年のサービス水準等の推計
2025年を見据え中長期的視点で推計
- (5) 制度を円滑に運営するための仕組み
適正な認定調査や認定審査、ケアマネジメントの適正化支援、低所得者への配慮、制度の普及啓発

第5章 検討の経過

[世田谷区地域保健福祉審議会高齢者福祉・介護保険部会の審議の経過等を掲載]

第6章 資料編

[高齢者数の推移、介護保険事業の現状、日常生活圏域の現状等のデータを掲載]